

. 総括研究報告書

厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業（障害者政策総合研究事業
（身体・知的等障害分野）））
総括研究報告書

障害者への虐待と差別を解決する社会体制の構築に関する研究

研究代表者 堀口寿広 国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所
室長
研究分担者 高梨憲司 社会福祉法人愛光 常務理事 /
特定非営利活動法人千葉県視覚障害者協会 副理事長
佐藤彰一 國學院大學法科大学院 教授

研究要旨：「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）の施行状況を確認し今後の課題を検討するために活用できる資料の作成を目指して、同法に規定される保育所等、学校、医療機関における間接的防止措置と、差別解消法の施行に向けた合理的配慮の実施状況を調査した。また、保育所等に通う障害者、および、就学する障害者に関し、児童、生徒、学生等の保護者から施設内で虐待を受けたとする苦情が寄せられた事案について、調査により情報を収集した。保育所等の調査に関しては市町村の保育所所管課と嘱託医等を対象とした。学校の調査に関しては全国の特別支援学校を対象とした。保育所等や学校における事案について地域で事案を集積して情報を共有するとともに、職員のどのような行為が適切でないか検討する仕組みが必要と考えた。医療機関の調査に関しては被虐待児童の委託保護を実施する医療機関から意見を得るとともに、医療機関で実施できる合理的配慮について、当事者からの意見をもとにガイドラインを作成した。障害者への虐待と差別を解決する社会体制を構築するためには、今声を上げていなくても虐待や差別を受け救済を求めている地域住民が必ずそこにいるはずだという認識を関係者が共有して、窓口で虐待や差別に該当しない事案と考えられたとしても他機関と情報交換をし問題の解決まで責任を以て伴走すること、関係者は一定の様式で対応を記録し実施した対応を客観的に評価することが必要である。

A. 研究目的

本研究課題では「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、法と略記する）に関して、同法の施行状況を確認し今後の課題を検討するために活用できる資料の作成を目指してつぎの研究を行った。

研究 1. 保育所等における間接的防止措置お

よび合理的配慮の調査

法は早期発見の努力義務（第 6 条の 2）、「何人も障害者に対し虐待してはならない」という包括的禁止（第 3 条）に加えて第 30 条において、「保育所等に通う障害者」に関し、保育所等（保育所、いわゆる認可外保育所または認定こども園）の長に対してつぎの間接的防止措置の実施を求めている。

職員等に対する障害および障害者に関する研修の実施、普及啓発、
保育所等に通う障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、
保育所等に通う障害者に対する虐待を防止するための必要な措置を講じること

保育所等における対応については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に愛する支援等に関する法律等の施行に伴う同法第三十条の保育所等における適切な対応について（平成 24 年 10 月 1 日付 各都道府県・指定都市、中核市民生主管部（局）宛 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課 事務連絡）」にて、保育所保育指針、「子ども虐待対応の手引き」等を参照するように周知されている。法施行後の各措置の実施状況を確認することが必要であった。

また、平成 28 年 4 月より「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（通称：差別解消法）」が施行され、行政機関には合理的配慮を提供することが義務づけられることから、とくに公立の保育所等の施設においては配慮の提供に向けた準備が求められていると考えた。

本研究課題では保育所等における間接的防止措置および合理的配慮の実施状況を調査により収集することとした。しかし、保育所施設数は平成 25 年の厚生労働省の調査で 24,038 か所とされており、施設にはさまざまな実施形態があることから、施設を直接調査の対象として調査することには検討が必要であった。

そこで、調査に先立ち一般社団法人日本保育保健協議会等から意見を求め、市町村の保育所等の施設を所管する課を対象とし、管内の施設における実施状況について情報を収

集する調査を計画した。平成 26 年度の研究として同年 2 月に調査用紙を発送した。この調査では主に平成 25 年度の実績について質問をしたことから、平成 27 年度の研究では、その後の更新の状況を把握する目的で、対象を同じくして再度調査を実施した。

研究 2 . 保育所等における障害者虐待事案に関する調査

前項に記したように法第 30 条の規定は、保育を受けている児童のうち、障害児に対する職員からの虐待を防止することを目的に含んでいる。

保育施設の団体である全国保育協議会が平成 20 年に実施した調査¹⁾では、手帳を所持する児童が在籍している施設は 4,875 施設で回答の 42.0%を占め、施設当たりの数は平均 1.5 人であった。また、判定を受けていないが施設が支援を要すると判断した児童がいる施設は 4,163 施設で回答の 35.8%を占め、平均 2.3 人であった。

各事案について子どもの障害の有無は詳らかにされていないが、最近の報道を見ても、「6 歳男児の顔に粘着テープを貼ったりはがしたりした、裸にした」事案（認可外保育施設（保育ルーム）、平成 28 年 1 月 27 日朝日新聞デジタル他 配信）や、「2 歳男児の頭を叩いたり、食事を残さないよう強要した」事案（認可保育園、平成 28 年 1 月 29 日時事通信他 配信）がある。このうち、認可外保育施設での事案については、唐揚げに大量のわさびをぬって無理やり食べさせたとして保育士が再逮捕されている（2 月 18 日時事通信他 配信）。保育施設において児童への虐待は皆無というわけではない。家庭での虐待のうち、児童に障害のある例では虐待のリスクが高まることは広く知られているところであり、保育所等においても、児童に障害

のあることが虐待のリスクとなると考えた。

本研究課題では「保育所等に通う障害者に対する虐待」すなわち保育所等における職員による障害児への虐待について、虐待を暴力、暴言、いじめ、無視等の行為と定義し、その実情を把握することとした。

前出の「6歳男児の顔に粘着テープを貼ったりはがしたりした等」の事案では、同僚職員は「ベテランだから注意できなかった」としている（平成28年1月27日読売新聞 配信）。また、「2歳女児の口に無理やり食事を詰め込んだ」事案（平成26年8月21日、千葉日報他 配信）では、施設長は市の聞き取り調査に対し「当該職員の虐待を認識していたが辞められては困ると思い注意できなかった」と説明している。障害者施設における虐待について施設に対し虐待の有無を直接尋ねることが必ずしも積極的かつ誠実な回答を保証しないように、保育所等に在籍する障害児が職員から虐待を受けているという事案を収集するためには調査方法の工夫が必要と考えた。

そこで、まず、保護者から苦情があった事案全般について尋ね、その中で障害児が職員から虐待されたという苦情事案がどの程度あったか尋ねることとした。どのような場合に保護者からの苦情が起きるのか、また、解決に向けてどのような対応が適切なのか明らかにすることにより、障害児の人権を守るだけでなく、適切な保育の基準を得ることに、保護者とのコミュニケーションの向上にもつながると考えた。

ところが、市町村所管課を対象とした研究1の平成26年度の調査では、後述するように、保育所職員による虐待の苦情事案は十分な数を収集できなかった。前出の全国保育協議会の調査によると、保護者からの保育に対する苦情件数は全国平均で3.0件であったが全体の23.3%の保育所が苦情「0件」として

いた。また、全体の73.6%の保育所が苦情を所内で解決したとする一方で、運営適正化委員会に申し立てをした保育所は0.2%に過ぎなかった。第三者を関与させた事案解決の仕組みは存在するものの活用されておらず、虐待に限らず発生した事案に関する情報が施設外からは把握されにくいことが明らかになっている。

研究1で意見を求めた日本保育保健協議会は、保育所等の嘱託医（園医）を務める小児科医が中心となった団体である。同会のホームページでは、平成21年に厚生労働省から出された「保育所保育指針」にある嘱託医の役割について具体的な事項をあげて説明しつつ、健康診断や健康管理指導に加えて「その他」の役割として虐待防止と心の問題を記載している。

そこで、研究1にて市町村所管課を対象に平成26年度分の情報を収集する調査を行うとともに、併せて、同会に協力を得て、会員が嘱託医等として関与した事案について経験をたずねる調査を実施した。

研究3．特別支援学校における間接的防止措置および合理的配慮の調査

法第29条は、「就学する障害者」に関し学校の長につきの間接的防止措置の実施を求めている。

教職員に対する障害および障害者に関する研修の実施、普及啓発、
就学する障害者（児童・生徒・学生）に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、
当該学校に就学する障害者に対する虐待を防止するための必要な措置を講じること

また、文部科学省は、通知「法律の施行に向けた適切な対応の徹底について」(平成23年6月24日 23初特支第7号 生涯学習政策局生涯学習推進課長ほか連名)等を出している。

ここで、教員による虐待という概念は学問的に確立されておらず定義が明確ではないという指摘²⁾がある。法における虐待の定義と既存の概念とを整理すると、体罰は身体的虐待に含まれ、特定の児童生徒に対する無視や暴言などのいじめは心理的虐待に含まれると考えられる。

しかしながら、厳密な定義は難しく、教育現場で起こる虐待について統計的なデータはないとされてきた³⁾。学校における虐待に相当するものとして体罰について現状で得られる統計を参照すると、文部科学省の報告「体罰の実態把握について(第2次報告)平成25年8月9日付」は、平成24年度の体罰は全国の国公私立校合計で発生学校数は4,152校、発生件数は6,721件であり、そのうち特別支援学校についてはそれぞれ38校、47件としている。学校数に対する発生率としてみると、全体では10.83%のところ特別支援学校では3.59%と最も少なかった。発生件数についても教員数における発生率としてみると、全体は0.62%のところ特別支援学校は0.06%と最も少なかった。一方で、体罰を受けた児童生徒数についてみると、学校全体では14,208人と全児童生徒数の0.10%であるのに対して、特別支援学校は85人で発生率としては0.07%となり、高等学校・中学校の0.16%に次いで多いことがわかる。

障害者施設での虐待では、指示通りに動かない等の理由で職員が利用者に暴力を振るう事案が後を絶たない。特別支援教育においてはその他の教育場面に比べて児童生徒に対する教職員の数が多くいわゆるチームテ

ィーティングが行われて複数の目が抑止力を持っていると考えらるが、泉³⁾によると、それ以上に子どもと教員の間には圧倒的な力の優劣があり、ちょっとしたきっかけで指導と虐待の境界が曖昧になると考察している。

さらに、法の条文中の「就学する障害者」については、インクルーシブ教育が進んでいる現状から特別支援学校に在籍しているもの、通常学校の特別支援学級に在籍しているもの、通常学級に在籍しているものが存在している。については障害者手帳を取得していなくても、あるいは医療機関を受診していなくても保護者の要望があれば利用が可能である。また、については手帳を取得していることを保護者が学校に開示していない場合は、体罰等の虐待を受けた児童が障害児であるとして計数されることはない。ちなみに、かつて文部科学省が発表した「通常学級に在籍し特別な配慮を要し特別支援教育の対象となり得る児童生徒」の推計値は担任の行動観察に基づくものであって、その児童生徒が医学的に障害があると確認されているわけではない。したがって、調査の対象として や を含めることは調査票を受け取る学校側の混乱を生じる恐れがあり、対象の範囲を明確にする必要があった。そこで、研究3では特別支援学校を対象とし、同校における間接的防止措置および合理的配慮の実施状況について調査した。

また、「特別支援学校に勤務する看護師が特定の児童の保護者から威圧的な言動を繰り返して受けたことを理由に一斉に辞職した」事案(平成27年6月8日毎日新聞他 配信)のように、特別支援学校において保護者からの苦情事案の中には他の児童生徒にも大きく負担が生じる結果につながる例もある。対策は学校にとっても重大な関心事であると言える。調査では研究2につづけて、児童等の保護者から「教職員から虐待を受けた」とい

う苦情事案の経験について尋ねた。

研究4．医療機関における合理的配慮のあり方についての研究

法第31条は医療機関の管理者に対して、つぎの間接的な防止措置の実施を求めている。

職員へ障害・障害者についての研修の実施及び普及啓発

障害者（である患者）からの虐待に関する相談体制の整備

障害者への虐待に対処するための措置を講ずること

また、差別解消法は独立行政法人を行政機関に含めていることから、公的な立場で医療を提供するものには、医療機関が実施する間接的防止措置および合理的配慮について率先して範を示すことが求められていると言える。

そこで、障害のある患者への医療サービスの向上を目的として、本研究班ではこれまでに各種の取組みの実施状況を調査した。平成25年度の研究では国立病院等を対象とし、26年度の研究では国立大学の附属病院、地方独法化していない自治他病院等を新たに対象として調査を実施した。また、平成26年度の研究では、公益社団法人日本精神科病院協会の協力を得て、全国の会員病院を対象として調査を実施した。

各調査で得られた回答を踏まえて、合理的配慮について各障害の当事者からの意見を収集し、別途報告書を作成した。

平成27年度の研究として、差別解消法の施行に向けて報告書を医療機関が実施できる合理的配慮のガイドラインとして普及させることを目的として、記載内容の見直しを

行った。

また、これまでの調査で、国立病院等の中には、被虐待障害者の分離保護の場として協力した経験のある施設のあることを把握している。平成25年度に実施した市町村障害者虐待防止センターの担当者を対象とした訪問聞き取り調査、および、別途実施されたインタビュー²⁾では、保護のための施設を探すことが市町村担当者の課題となっていた。

そこで、法6条の3「施策に協力する努力義務」を根拠として、公的な性格を有する医療施設を被虐待障害者の分離保護のための施設の選択肢として供用することの可能性について、児童福祉法第33条を根拠とした被虐待児童の委託保護の経験を踏まえた検討を行った。（図1）

B．方法

1.対象と方法

研究1．保育所等における間接的防止措置および合理的配慮の調査

対象は、全国の市区町村の保育所業務所管課とした。（悉皆調査）

市区町村の担当課宛てに「保育所等における障害者虐待に対する対応の実施状況についての調査」への協力を求める依頼状と調査用紙、公告文書、返信用封筒を同封しメール便で発送した。（資料1）平成27年度の調査については、前回調査の結果の概要をまとめた報告書を同封した。

調査項目は、基本情報として団体名、地域人口、管内の保育施設数、保育を受けている児童数をたずねた。

つづいて、間接的防止措置および合理的配慮について、管内の施設における実施状況を、把握している実施施設数として尋ねた。なお、所管課として集計し把握している場合に回

答することを求めた。

それぞれ所管課として集計し把握している場合に回答することを求め、回答の作成に当たり管内施設への照会等を要しないものとした。

さらに、管内の保育施設にて保育を受けている児童の保護者より、職員から児童が虐待を受けたという苦情のあった事案の件数を尋ねた。事案の要因や実施した対応の経過について分類集計をしている場合は、それぞれ該当する事例の件数を尋ねた。

調査は2回実施し、初回の調査は平成24年度の後期半年間(10月1日～翌3月31日)および平成25年度の1年間について、2回目の調査では平成26年度の1年間について実績を尋ねた。

調査に当たり、保護者からの相談事案に対応する手続きが地域の保育施設従事者の間でどのように共有されているか情報を収集することを目的として、回答の返送時に、市区町村の作成したマニュアルの寄贈を要請した。また、二次調査として聞き取りを行うこととし、回答した団体や個別の回答の内容を開示しない条件で協力を求めた。

回答の返送は同封の返信用封筒を用いて郵送等で回収した。調査への協力は任意であり、回答の返送を持って調査への協力に同意したものと見なした。回答を募集する期間は、平成27年度実施分については9月1日から9月30日投函分までとした。

本研究では回答のうち地域人口と保育児童数を地域特性を表す指標とした。それぞれの中央値を用いて4分割し、人口が多く児童数も多いA群、人口は多いが児童数は少ないB群、人口は少ないが児童数が多いC群、人口が少なく児童数も少ないD群とした。間接的防止措置ならびに合理的配慮の各々について、実施施設数の管内施設に占める割合(実施率)を求め、相談事案の経験の有無、

件数について群間で比較した。

研究2. 保育所等における障害者虐待事案の調査

対象は一般社団法人日本保育保健協議会の個人会員全員1,607人とした。(悉皆調査)

同会事務局より会員宛てに「保育所等における障害児虐待事案への対応に関する調査」への協力を求める依頼状と調査用紙、公告文書、返信用封筒を同封して郵送した。(資料2)

回答は無記名とし、回答者の基本情報として職種、勤務地域、保育所等の施設区分をたずねた。

つづけて児童の保護者から「職員から虐待を受けた」という苦情があった事案について、関知しているものの有無をたずね、有る場合には年度ごとの件数をたずねた。さらに、そのうち最も印象の強かった1例を想起してもらい、当該事案の概要と実施した対応について、児の障害を含めた要因、どのような行動をとったか、結果がどうなったかについて回答してもらった。

調査にて収集する事案の発生時期については、法施行の平成24年10月1日から平成27年3月31日までに発生したものとし、年度ごとの件数を尋ねた。発生時期について期間を定めないと、事案の背景にある関連した各種制度や社会状況が一定しないことに加え、回答を記入するものにとって回答作成のために記録を振り返る作業が負担になるためである。

最後に、保育所等における障害児への虐待について課題と思われる点など意見の自由な記述を求めた。

回答の返送は同封の返信用封筒を用いて郵送等で回収した。調査への協力は任意であり、回答の返送を持って調査への協力に同意

したものを見なした。回答を募集する期間は平成 27 年 11 月 1 日から 11 月 30 日投函分までとした。

研究 3 . 特別支援学校における間接的防止措置および合理的配慮の調査

全国の国公私立の特別支援学校全校を対象とした。(悉皆調査) 分校および医療施設内に開設された分教室を含め、1,077 校とした。

各学校の校長 (職名) 宛てに「特別支援学校における障害児虐待事案への対応に関する調査」への協力を求める依頼状と調査用紙、公告文書、返信用封筒を同封しメール便で発送した。(資料 3)

回答は無記名とし、調査項目は、基本情報として都道府県名、学校の区分 (障害の種別と学部)、在籍する幼児・児童・生徒数をたずねた。

つづいて、間接的防止措置および合理的配慮の実施状況について尋ねた。

さらに、児童等の保護者から、「職員から虐待を受けた」(我が子が教職員から虐待された) という苦情の事案の件数を尋ねた。事案の要因や実施した対応の経過について分類集計をしている場合は、それぞれ該当する事例の件数を尋ねた。

回答の返送は同封の返信用封筒を用いて郵送等で回収した。調査への協力は任意であり、回答の返送を持って調査への協力を同意したものを見なした。回答を募集する期間は平成 27 年 11 月 1 日から 11 月 30 日投函分までとした。

また、二次調査として聞き取りを行うこととし、回答した学校や個別の回答の内容を開示しない条件で、協力を求めた。

研究 4 . 医療機関における合理的配慮のあり方についての研究

児童虐待事案について、児童福祉法第 33 条を根拠として委託保護 (一時保護) を実施した経験を有する医療機関として平成 27 年 8 月に埼玉県立小児医療センターを訪問し、障害者虐待事案について同様に医療施設を活用して分離保護することの実施可能性について意見を求めた。

また、医療機関が実施できる合理的配慮のガイドラインとして、報告書の執筆者に改稿を求めるとともに項目の追加を行った。

2 . 倫理的配慮

研究 1 . 保育所等における間接的防止措置および合理的配慮の調査

調査の対象は行政機関であり、収集する事案の件数は集計された数値である。児童および保護者、ならびに職員などの個人、さらに保育施設等を識別できる情報は含まない。また、調査を実施することによる相談利用者等への侵襲性はない。

依頼状において調査への協力は任意であること、協力しない場合に不利益が生じないことを説明し、回答の返送をもって調査への協力を同意したものとした。

疫学研究の倫理指針による審査を受け、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター倫理委員会より実施の承認を得た。平成 27 年度の調査については国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター倫理委員会より再審査を受け承認を得た。(承認番号 : A2014-076)

研究 2 . 保育所等における障害者虐待事案の調査

本研究では保育施設等に所属あるいは勤

務する職員が経験した事案について、要因として障害の関与の有無と専門職として実施した対応等について回答を記入するものであり、保育所職員、および、保育所等の利用児童およびその家族等への侵襲性はない。また、回答者において事案を特定し得る個人情報 は削除されている。

回答者が医師、保健師、保育士等である場合、職務上知り得た秘密の保持の義務を負っている。さらに、保育施設のうち公立の認可保育所等の職員は地方公務員であり、公務員として秘密保持の義務を負っている。

依頼状において調査への協力は任意であること、協力しない場合に不利益が生じないことを説明し、回答の返送をもって調査への協力に同意したものとした。

人を対象とする医学系研究に関する倫理指針にそって審査を受け、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター倫理委員会より実施の承認を得た。(承認番号：A2015-071)

研究3 . 特別支援学校における間接的防止措置および合理的配慮の調査

本研究では特別支援学校に勤務する教職員が経験した事案について、要因のうち障害の関与の有無と学校として実施した対応等について回答を記入するものであり、学校教職員、および、児童生徒およびその家族等への侵襲性はない。また、回答者において個人情報は削除されており、回答作成のために参照する指導記録等の原本は、当該校において厳重に保管されているものである。

回答者が公務員である場合、職務上知り得た秘密の保持の義務を負っている。回答者が公務員以外である場合であっても、それぞれ教員等の秘密保持の義務は負っている。

依頼状において、回答は無記名であること、

調査への協力は任意であること、協力しない場合に不利益が生じないことを説明し、回答の返送をもって調査への協力に同意したものとした。

人を対象とする医学系研究に関する倫理指針による審査を受け、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター倫理委員会より実施の承認を得た。(承認番号：A2015-072)

研究4 . 医療機関における合理的配慮のあり方についての研究

聞き取りの対象は医療機関の職員であり患者や家族等に関する個人情報を収集しない。

また、ガイドラインの改訂についても、個人や団体を特定できる情報を扱わないこととした。

C . 研究結果

研究1 . 保育所等における間接的防止措置および合理的配慮の調査

1.平成26年度分の調査(1回目の調査)

【回答数等について】

調査用紙を1,742通(特別区含む。平成24年度および25年度の実績を尋ねるため平成26年1月1日時点での数)発送し、490団体から回答があった。(回答回収率：28.13%)全都道府県より回答があった。

【団体の規模等について】

262市、185町、41村、2区(特別区)から回答が頂戴あった。回答数の構成比を見ると、市からの回答が多かった。(表1)

管内施設数について490件の回答を合算すると、合計9,813施設、1回答あたりの平均は20.01施設であった。

保育児童数については、490 件の回答の平均は 1,534.68 人で、人口に占める保育児童の比率は、平均 1.84%であった。

【実施している虐待防止の対応について】

1) 間接的防止措置の実施状況

間接的防止措置について実施している管内施設があると回答した市町村の数(表 3 左側)を見ると、職員への相談窓口の周知が 89 団体(回答した 490 団体中 18.16%)と最も多く、次いで、保護者への相談、指導、助言等の実施が 79 団体(16.12%)であった。

全ての回答を合算し、間接的防止措置について実施している施設の数(表 3 右側)を見ると、保護者への保護者への相談、指導、助言等が 1,117 施設(回答に含まれた全 9,810 施設中 11.39%)と最も多く、次いで、

職員への相談窓口の周知が 902 施設(9.19%)であった。

虐待対応のマニュアルを作成している管内施設があるという回答した市町村は 14 団体(2.86%)あり、回答に含まれる施設数は合計 192 施設(1.96%)であった。

【相談窓口の周知について】

職員に対して「実施している」と回答した 89 施設のうち、最も多かったのは「広報紙」の 53 施設(実施団体数の 59.55%)であった。

保護者に対して「実施している」と回答した 76 施設のうち、最も多かったのは「広報紙」の 51 施設(67.11%)であった。

【障害者虐待防止のネットワークについて】

所内ネットワークの構築は 87 団体(17.76%)で確認された。所内ネットワークの構成員の職種別内訳(複数回答)は、保育士が 71 団体(構築しているという 87 団

体の 81.61%)、次いで事務職員が 46 団体(52.87%)であった。医師は 23 団体(26.43%)、看護師が 18 団体(20.69%)であった。選択肢以外のその他の職員が参加しているという回答は 38 団体あり、29 団体(33.33%)で保健師が参加していた。

地域のネットワークへの参加は 159 団体(回答 490 件の 32.45%)であった。

【実施している合理的な配慮について】

合理的配慮(①~③)について実施している管内施設があると回答した市町村の数(表 4 左側)を見ると、最も多かったのは⑤視覚障害者向けの日常生活の援助で、23 団体(回答した 490 団体中 4.69%)が実施していた。次いで多かったのは③書類の読み上げと⑥インフォームドアセントで、それぞれ 21 団体(4.29%)で実施していた。

⑧その他の接遇以外の配慮は 74 団体(15.10%)あり、内訳として、保育士等の加配など職員数の増員を実施するというものの 54 団体等があった。

全ての回答を合算し、合理的配慮について実施している施設の数(表 4 右側)を見ると、最も多かったのは⑥インフォームドアセントで、244 施設(回答に含まれた全 9,813 施設中 2.49%)で、次いで、③書類の音読で 217 施設(2.21%)で実施していた。

⑧その他の接遇以外の配慮は 794 施設(8.91%)あった。

間接的防止措置ならびに合理的配慮について、実施の有無は障害種別、学部別)による違いは認めなかった。

【虐待として訴えのあった事案について】

1)件数について

児童の保護者から「職員から虐待を受けた」という苦情があった市町村は 38 団体(回答 490 団体の 7.76%)、無かったという市町村

は 386 団体、空欄は 66 団体であった。

「虐待の苦情があった」市町村のうち、件数について記載のあった 16 団体の、平成 24 年度（10 月 1 日以降）の合計件数は 12 件、25 年度は 31 件であった。（表 5）

「虐待の苦情があった」市町村のうち、件数の記載はなく「集計は実施していない」という回答は 22 団体であった。

2) 事案の要因について

要因として、児童に障害のあった（疑い含む）事案は、平成 24 年度は 6 件、25 年度は 9 件あった。

保護者に障害のあった（疑い含む）事案は、平成 24 年度は 3 件、25 年度は 6 件あった。

ちなみに今回の調査では、児童と保護者の双方に障害のあった（疑い含む）事案については、それぞれ計数するようにしたため、併存の占める割合は不明である。

3) 実施した対応について

平成 24 年度は相談が 10 件と調整が 8 件、25 年度は相談が 24 件と調整が 20 件であった。

4) 対応の結果について

平成 24 年度は担当課として相談を継続した 4 件と、保護者と保育所の間で和解した 8 件、25 年度は相談の継続が 6 件と和解が 22 件であった。

【自由回答】

記載のあった 167 件のうち、「特になし」という意見 26 件をのぞいて、最も多かったのは、「虐待事案は発生していない」という 64 件（一つの意見で複数の要旨にまたがっていたものを複数回答として含めると 66 件）で、「障害の有無によらずきちんとやっている」46 件（47 件）等を含むものであった。

次いで、現状の困りごとについての意見 31 件で、「保護者への対応に苦慮している」25 件等を含むものであった。

3 番目に多かったのは、今後の対策についての意見 26 件（28 件）で、障害特性の理解が必要という意見 8 件（9 件）等を含むものであった。「あってはならない」という意見 20 件、そして、「うちには虐待はない」という意見 18 件（19 件）、その他、「障害児がいないのでわからない」という意見が 4 件（5 件）、「障害児がいない」という意見が 3 件、「障害児に特化した対応はしていない」という意見が 5 件あった。

ちなみに、対策について言及している意見は、「専門のスタッフが必要」が 8 件、「連携が必要」が 7 件（8 件）、「障害児加算等財政的援助を」という意見が 4 件（5 件）であった。

【地域特性について】

地域人口と保育児童数の分布を図 2 に示した。両者の間に有意な相関を認めた（ $r=0.96$, $p<0.0001$ ）。

それぞれの中央値（31,232 人、603 人）を用いて 4 分割し、人口が多く児童数も多い A 群（221 団体）、人口は多いが児童数は少ない B 群（25 団体）、人口は少ないが児童数が多い C 群（24 団体）、人口が少なく児童数も少ない D 群（220 団体）とした。

間接的防止措置について、地域ネットワークへの参加について群間に差を認めた（Kruskal-Wallis $H(df=3)=7.94$, $p=0.008$ ）。

合理的配慮については群間で実施率に差を認めなかった。

相談事案の経験の有無について、群間で分布に差を認めた（ $\chi^2(df=3)=9.02$, $p=0.03$ ）（表 6）

件数については差を認めなかった。

2.平成 27 年度分の調査（2 回目の調査）

【回答数等について】

調査用紙を 1,741 通発送し、565 団体から回答があった。（回答回収率：32.45%）全都道府県より回答があった。

【団体の規模等について】

288 市，223 町，47 村，7 区（特別区）から回答があった。回答数の構成比を見ると、市からの回答が多かった。（表 7）

管内の施設数について 565 件の回答を合算すると、合計 12,636 施設、1 回答あたりの平均は 22.36 施設であった。（表 8）

保育児童数については、565 件の回答の平均は 1,709.92 人で、人口に占める保育児童の比率は、平均 2.12%であった。

【実施している虐待防止の対応について】

1)間接的防止措置の実施状況

間接的防止措置を実施している施設が管内にあると回答した市町村の数（表 9 左側）を見ると、職員への相談窓口の周知が 84 団体（回答した 565 団体中 14.87%）と最も多く、次いで、保護者への相談窓口の周知が 65 団体（11.50%）であった。

全ての回答を合算し、間接的防止措置について実施している施設の数（表 9 右側）を見ると、職員への相談窓口の周知が 1,105 施設（回答に含まれた全 12,636 施設中 8.74%）と最も多く、次いで、保護者への相談窓口の周知が 860 施設（6.81%）であった。

虐待対応のマニュアルを作成している施設が管内にあるという回答した市町村は 15 団体（2.65%）あり、回答に含まれる施設数は合計 448 施設（3.55%）であった。

2)相談窓口の周知について

職員に対して「実施している」と回答し

た 84 団体のうち、最も多かったのは「パンフレット」の 41 団体（実施団体の 48.81%）であった。保護者に対して「実施している」と回答した 65 団体のうち、最も多かったのは「広報紙」の 34 施設（52.31%）であった。

3)障害者虐待防止のネットワークについて

所内ネットワークの構築は 89 団体（回答 565 件の 15.75%）であった。

所内ネットワークの構成員の職種別内訳（複数回答）は、保育士が 73 団体（構築しているという 89 団体の 82.02%）、次いで事務職員が 43 団体（48.31%）であった。医師は 32 団体（35.96%）、看護師が 26 団体（29.21%）で参加していた。選択肢以外のその他の職員が参加しているという回答は 34 団体あり、そのうち最も多かった職種は保健師で 17 団体で参加していた。

地域のネットワークへの参加は 157 団体（回答 565 件の 27.79%）であった。

4)実施している合理的な配慮について

合理的配慮（①～③）について実施している施設が管内にあると回答した市町村の数（表 10 左側）を見ると、最も多かったのは⑥インフォームドアセントで、60 団体（回答した 565 団体中 10.62%）が実施していた。次いで多かったのは③書類の読み上げで、39 団体（6.90%）で実施していた。

⑧その他の接遇以外の配慮については 75 団体（13.27%）あり、実施している内容について記載のあった 59 団体のうち最も多い 25 団体は、保育士等の加配など職員数の増員を実施するという回答であった。

全ての回答を合算し、合理的配慮について実施している施設の数（表 10 右側）を見ると、最も多かったのは⑥インフォームドアセントで、672 施設（回答に含まれた全 12,636 施設中 5.32%）で、次いで、②筆談用ノー

トの用意で 390 施設(3.09%)で実施していた。

⑧その他の接遇以外の配慮は 930 施設(7.36%)で実施していた。

【虐待事案について】

1)件数について

児童の保護者から「職員から虐待を受けた」という訴えがあったという市町村は 7 団体(回答 565 団体の 1.24%) 無かったという市町村は 401 団体、空欄は 158 団体であった。「受付は実施しているが事案はなかった」という回答が 402 団体、「情報を保有していない」が 140 団体であった。

「虐待の訴えがあった」市町村のうち、件数の記載はなく「事案はあったが集計は実施していない」という回答は 1 団体であった。

「虐待の訴えがあった」市町村 7 団体の、平成 26 年度の合計件数は 74 件であった。(表 11)

2)事案の要因について

事案の要因として、児童、保護者に障害のあった(疑い含む)事案はどちらも回答になかった。

3)実施した対応について

平成 26 年度は相談が 8 件と調整が 71 件であった。

4)対応の結果について

件数の多かった団体では結果についての区分を設けていないとの回答であったことから、同表の左の列の数値に比べて結果が判明している件数が少なく見えている。

【自由回答】

記載のあった 64 件のうち、「特になし」をのぞいて最も多かったのは、「連携して対応

している」という 11 件(複数回答を含む)であった。

次に多かったのは「虐待事案はない」という 10 件、「保育士の確保が課題」7 件等であった。

【2 回の調査の比較】

前回の調査に比べて、回答した市町村の数は増えていた。前回に引き続いて今回も回答したのは 246 団体(今回の回答 565 団体の 43.54%)であった。

間接的防止措置ならびに合理的配慮の実施状況の変化について、2 回の調査に回答した 245 の市町村の回答をもとに、実施施設数の変化を見た。(表 12、表 13)

研究 2 . 保育所等における障害者虐待事案への対応に関する調査

【回答数等について】

回答数は 361 件であった。(回答回収率 : 22.46%)

【回答者の職種】

最も多かったのは医師の 129 人で、次に多かったのは施設長の 81 人であった。(表 14)

【嘱託先・勤務先の保育施設】

複数回答で、私立の認可保育園の嘱託、あるいは勤務しているものが 254 人ともっと多かった。(表 15)

【障害児の保護者から「子どもが職員から虐待を受けた」という訴え(苦情)があった経験】

訴えを経験したという回答は 3 件(回答 361 件の 0.83%)あった。(図 3)

事案のあった時期は、平成 24 年下半年が合計 2 件、25 年度が 1 件、26 年度が 1 件で

あった。(表 16)

【自由回答】

180 件の回答に記入があり、内容を整理し多かった順に「見聞きしたことがない」「当園ではない」等 25 件、「保育士の配置や勤務時間等待遇の改善が防止のために必要」16 件、「専門性を高めていくことが必要」16 件などがあつた。

研究 3 . 特別支援学校における間接的防止措置および合理的配慮の調査

【回答数等について】

328 校より 333 通の回答があつた。(回答回収率：30.92%) 全都道府県より回答があつた。

【学校の種別等について】

学校の区分(児童等の障害種別)は表 17 の通りであつた。重複ありで、視覚障害が 26 校、聴覚障害が 37 校、知的障害が 208 校、肢体不自由が 86 校、病弱が 37 校であつた。

単一の障害種別を対象とする学校数は表 18 の通りで、回答数の構成比を見ると、全国の分布と同様であつた。

学校の区分(部別)は、幼稚部が 64 校、小学部が 281 校、中学部が 274 校、高等部が 277 校であつた。全国の分布と比べて幼稚部を有する学校からの回答が少ないことが分かつた。(表 19)

在籍幼児児童生徒数については、333 件の回答の平均は 111.19 人、中央値は 77 人であつた。

【実施している虐待防止の対応について】

1) 間接的防止措置の実施状況

間接的防止措置()について実施の

有無を確認していないという学校は 49 校で 14.71%であつた。(表 20)

実施した学校数を見ると、教職員への啓発が 177 校(回答に含まれた全 333 校中 53.15%)と最も多く、次いで、教職員への相談窓口の周知が 160 校(48.05%)であつた。

虐待対応のマニュアルを作成している学校は 19 校(5.71%)であつた。(表 21)

2) 相談窓口の周知について

教職員に対して「実施している」と回答した 160 校のうち、周知の方法として最も多かつたのは「パンフレット」の 83 校(実施している学校の 51.88%)であつた。

保護者に対して「実施している」と回答した 105 校のうち、周知の方法として最も多かつたのは「パンフレット」の 57 校(実施している学校の 54.29%)であつた。

3) 障害者虐待防止のネットワークについて

校内ネットワークの構築は 159 校(回答 333 校の 47.75%)であつた。

校内ネットワークの構成員の職種別内訳(複数回答)は、管理職が 147 校(構築しているという 159 校の 92.45%)、次いでコーディネーターが 116 校(同 72.96%)であつた。選択肢以外のその他の職員が参加しているという回答は 89 校あり、そのうち最も多かつた職種は養護教諭であり、29 校で参加していた。

地域のネットワークへの参加は 84 校(回答 333 校の 25.23%)であつた。

【実施している合理的な配慮について】

合理的配慮(①~⑧)について実施していると回答した学校数を見ると、最も多かつたのは⑧その他の接遇以外の配慮で、136 校(回答した 333 校中 40.84%)が実施してい

た。次に多かったのは⑥インフォームドアセントで、117校(35.14%)で実施していた。(表22)

⑧その他の接遇以外の配慮について、実施している内容について記載のあった学校のうち最も多かったのはタブレット等「ICTの活用」15校で、次いで「エレベーターの設置」12校などという回答であった。

【虐待事案について】

1)件数について

保護者からの「教職員から虐待を受けた」という苦情を経験した学校は14校(回答333校の4.20%)「受付は実施しているが事案はなかった」は206校、「情報を保有していない」が94校であった。(表23)

「教職員からの虐待があった」という訴えを経験した14校の、平成26年度の合計件数は13件であった。すべての事案について事実確認が実施されていた。(表24,表25)

2)事案の要因について

事案の要因については、要因に関する集計を実施していない等の回答が10校と最も多く、保護者に障害のあった(疑い含む)事案は2件または4件であった。

3)実施した対応について

平成26年度の事案に実施した対応は、相談が6件と調整が4件であった。

4)対応の結果について

和解が最も多く、選択肢として設けた訴訟や児童等の退学といった事案は報告がなかった。

【自由回答】

記載のあった118校のうち、「特になし」11校をのぞいて最も多かったのは、保護者

からの虐待事案は発生しているという15校であった。

次に多かったのは、対策を取っているという13校、複数の職員による指導を心がけているという11校であった。

研究4.医療機関における合理的配慮のあり方についての研究

医療施設での委託保護については、担当者として虐待対応コーディネーターが設けられ、ガイドラインを作成して研修を実施し、現在全国で8箇所で行われているとの情報を得た。障害者虐待について、被虐待障害者を医療施設で分離保護する場合の課題について意見を得た。

被虐待障害者を地域の医療施設の空き病床や関連施設を活用して保護することを一つの仕組みとしていくためには、マニュアルとして事前に必要な様式を揃えたものを作成すること、児童虐待における委託費のように保護した障害者が生活に必要な日用品の購入に充てられる支援を設けること、院内で付き添いが必要な場合に職員をどのように充てるかといった課題が明らかになった。

医療機関で実施できる合理的配慮に関しては、改訂しホームページで公開した。(資料4)

D.考察

本研究課題では、障害者虐待防止法に関する研究として、4つの調査を実施した。

研究1.保育所等における間接的防止措置および合理的配慮の調査

今回の調査は市町村の所管課に向けて、間接的防止措置として「保育所における、保育

者（職員）による児童への虐待（施設従事者虐待）」に関するものを質問した。措置のうち職員への研修については、実施した具体的な内容として、平成 26 年度分で実施した初回の調査では「児童虐待に関する研修等を実施または参加した」という回答が 10 件と最も多く、対応マニュアルについても「児童虐待対応マニュアル」が 6 件と最も多く回答されていた。児童虐待の事実を保育所において保育者が気づくということと、今回の調査の目的としたものが区別されず回答された部分が多いと推察された。

自由回答においても、保育所において職員が子どもに虐待を加えるという事態に関する質問であるとの主旨を明記して質問した。しかし、自由回答に書かれた意見の中には主語が明確でないものもあったものの、個々の意見を読むと養護者による児童虐待の話と明らかに混同して意見を述べているものが 28 件あった。

したがって、質問の前半部分にある個々の措置や地域ネットワークについても「実施している」という回答は児童虐待についてのものであった可能性がある。

このことは、保育所等において関連する事案が無いだけでなく、施設内で処理されていて担当課まで話が上がってこないという背景があるためと考えられる。緒言で引用した全国保育協議会の調査で回答されたデータで平均値は必ずしも当該集団の全体を代表してはいないであろうが、それぞれの平均値を単純につなげると、障害があると推測される子どもの数は平均 6.4 人ということになり、保護者からの苦情の半分は職員からの対応に関するものであり、それらの 4 分の 3 は保育所内で解決されている、ということになる。

同協議会の調査結果が示唆するのは、保育現場には実際に障害児やその疑いのある子

がいて対応に苦慮していて、保護者からは対応が悪いと苦情が来るリスクがあるということである。そして、本研究が示唆するのは、市町村の所管課において障害児という重度の障害のことを指しており、したがって障害児は園にはいないということになり、さらに、保育所内で苦情処理がされているため、実際の苦情は届きにくいと考えられる。職員が児童に対し不適切な行為を行うことは、まさに「あってはならない」ことであるとして、少なくとも回答した自治体職員の間では視野にない、いわゆる認知のフレームが存在していないということがうかがえる。

保育士も福祉関係者であるが、福祉関係者と保育現場とで障害の認識が異なると考えられるとしたら驚きである。

もちろん、今回の調査の対象者は市町村の子育て支援課などの職員であり、保育所職員の認識と必ずしも一致していないかもしれない。とはいえ、職員として保健師や保育士が配置されていることも多く行政として加配の実施もしていることから、やはり、障害児はいない、問題は起きていない、という認識があるとするとは適当ではない。保育現場の実感が行政に伝わるような仕組みづくりが必要と考える。

また、集計表を見ると、措置については 1 割未満から 2 割程度の実施率であった。平成 27 年度に実施した 2 回目の調査では、管内の施設における各種措置の実施状況について把握していない場合はすべて空欄にして次の設問へ移るよう案内したため、無回答の多くが「実施状況について把握していない」回答を含むものと推測される。すなわち、回答した 565 団体の約半数において、管内施設での各措置の実施状況について把握していないということになる。同様に、施設数についてみると、回答に含まれた全ての管内の施設 12,636 施設の 9,434 施設（74.66%以上）

について、施設での各種措置の実施状況が把握されていなかったということになる。

「虐待はあってはならないことである」という考え方は、ともすると、実際に発生した事案について調査を行う際に「あの施設職員が虐待をするはずがない」「あの保育所(園)で虐待が起きるはずがない」という先入観として働くことが懸念される。例えば、「2歳女児の口に無理やり食事を詰め込んだ」事案等を受け、地方議会の一般質問で保育施設における虐待への取り組みについて質問を受けた担当者は「直ちに救済をしなければいけないというような(中略)もしそういう通報が我々の方に入りましたら、直ちにその現場に行き、その場から子供を救い出すというような取組をしてみたいと思います。」(埼玉県平成26年12月定例会)と答弁している。しかし、虐待と認定した場合に対応に要する時間と労力を考えることが担当者に積極的な判断を躊躇させることも考えられる。対応に要する時間と労力を最小限にする対策として、普段からの発生予防に勝るものはない。研修に関して聞き取り調査では、全職員が認識を共有できるよう効果的な研修を行うためには、開催の予算と講師の確保、さらにより多くの職員が参加できる時間枠を確保することが課題との意見があった。

ちなみに保育士に対する研修の必要性については、幼稚園よりも保育所の方が障害児受け入れの歴史があるために、比較的保育士の理解があり、保育所側で障害の有無を認識している場合がある。今後は認定こども園が増加すると予想される中で、幼稚園がこども園の認定を取得した場合に、保育士に対するさらなる障害児理解の研修が必要になると考えられる。

保護者から寄せられた苦情事案について

は、特に初回の調査では事案への対応の結果について複数の分類に重複した回答ができる設問であったことから重複した回答が多いと推察される。しかし、平成24年度と25年度の2年間において件数の比率はほぼ同じであり、市町村が管内施設の保護者から寄せられた事案に対して、保護者への相談を行い、結果を踏まえて関係機関との調整を実施する一定の手順が確立されていることがうかがえた。

一方で、平成25年度については回答を合計した事案数が31件であり、相談、調整、あるいは指導以外の方法で対応がなされていたと考えられる。

また、平成27年度に実施した2回目の調査では、26年度の合計件数は24年度および25年度の件数に比べて多くなっているが、回答には件数の多かった団体が含まれていたため、回答全体で合計すると多くなっているように見えたと考えた。2回目の調査では、個々の回答に含まれる事案の件数は全体的に少なかった。

全国保育協議会の調査結果のうち、保育所に第三者関与の苦情処理の仕組みを作っておきながら、実際には活用されていない現状も見逃してはならない。さらに要保護児童対策地域協議会への参加は全体で44.5%であり、公営は53.6%、私営は34.2%であった。

本研究では2回の調査の結果を比較することで、間接的防止措置と合理的配慮に関して実施施設の割合の変化を見た。地域ネットワークへ参加している施設の比率が高まった地域は2割の伸びを見せていたが、減少という回答も2割弱あった。また、市町村を4つの群に分けて措置の実施状況を比較したところ、地域のネットワークへの参加について、分布の違いが見られた。実施施設の比率をみると、平均で、A群では0.18であり、D群では0.33であった。人口の多いところ

は施設数も多くなり、すべてに目が行き届かない等の事情が生じ、結果として実施施設の比率も低くなると考えられる。保育所等において保護者から「職員から虐待を受けた」という苦情が出る事案にはどのようなものがあるのか、より多くの関係者で情報を共有して対応を検討する必要がある。ネットワークのような場へ参加することによる利得があることは、関係者の参加を促すことになる。具体的には、施設から提供された事案が解決される経験であろう。

苦情事案を経験した市町村の割合は、表6に示すようにA群に比べてD群では約半分であった。このことは、都市部であるA群で苦情が発生する確率が高いということだけでなく、D群のような地域では保育施設の数に限られていたり地域の人間関係が密接であるぶん、実際に虐待があった場合であっても保護者が苦情として声を出しにくいということを示している。

保護者に障害のあった事案の数を基準にすると、虐待の訴えのうち2割ないし四分の一において障害が要因として関与しており、いわゆる施設内で発生した事態について所管課として事実確認を実施するに当たり合理的配慮を要する例が含まれることを示している。合理的配慮についても、わが子を保育所に通所させている障害のある親に対する保育所としての合理的配慮も検討してることが必要である。たとえば、障害者である保護者のために園からのお知らせや日々の通園記録を点字にしたり、録音したりすることがある。また、子供の遠足などに障害のある保護者が参加することもあり、わが子のために遠足に参加することは当然と考えられるが、実際そうになると保育所側も無関心というわけにはいかないであろう。障害を理由に参加を断るとすれば、それは問題である。

あらためて、各市町村で管内で発生した苦

情事案を集積するとともに、合理的配慮の情報共有できる仕組みの確立が課題と考える。

研究2. 保育所等における障害者虐待事案の調査

平成26年度に実施した聞き取りを踏まえて日本保育保健協議会の協力を得て調査を実施した。

保護者がわが子の障害を認めるのは小学校の中学年くらいの場合が多く、それまでは疑いをもっていても認めないことが多いという指摘がある。特に発達障害の場合は、未就学児の段階では保護者は気付いていないことがある。このようなケースでは、保育所側から保護者に伝えるのには極めて微妙な問題があるとされる。また、周囲の保護者たちに発達障害のある子どもがいることがわかると、差別が発生し、保護者同士・子供同士のトラブルに発展することもあり、保育所側に対応の難しい課題を提起しているという。

また、障害児が児童福祉法や障害者総合支援法に基づくサービスを利用する場合は、「障害児支援サービス利用計画(案)」を、相談支援専門員が作成して行政に提出することになっている。その様式も定型のものがある。しかし、わが子の発達障害に気付いていない保護者に対して「障害児」と明記された様式を用いることには抵抗があるとして、様式から「障害」の文字を削除して、「児童発達支援」などとしている現実がある。

法律に基づくサービスとして、児童発達支援センターが児童発達支援事業を行っている。市町村によってその内容は異なるが、障害児を単独もしくは親子で児童発達支援センターに通所させ療育する方法と、保育所側からの求めに応じて発達支援センターの職

員を保育所に派遣し、保育士に対して助言する訪問形の2種がある。こうした制度を活用して両親と保育所側の理解を高めることが不可欠であるが、訪問形の制度利用は保育所側の要請が必要であり、障害児が在籍していることを認識していない保護者たちにとっては制度の利用そのものが微妙な課題のようである。

このような現状で、保育所の直接の職員ではないことから第三者の立場にあり、かつ、障害について専門家として保護者だけでなく保育士にも指導・助言し得る嘱託医等を対象とすることで、事案に関与した経験を得ることを目指したが、調査が同会会員を対象としたものとなったことで、施設長や現役の保育士等から幅広い意見を得ることができた。

調査結果だけで関連した事案の発生頻度について推測することは適切ではないが、自由回答に複数見られた、「あってはならない」から考えられることについては研究1と同様である。

研究3．特別支援学校における間接的防止措置および合理的配慮の調査

本研究では、研究1および2を参考にして、特別支援学校における間接的防止措置および合理的配慮の実施状況について現状を調査するとともに、児童等の保護者からの苦情事案の収集を目指した。

調査では、自校における各措置（～）の実施状況について確認していない、または、確認できなかった場合はすべて空欄にして次の設問へ移るよう案内したので、無回答の多くが「実施状況について把握していない」回答を含むものと推測された。すなわち、回答した333校の約2割程度において、調査時点で自校の実施状況について把握がなされていなかったということになる。

障害者虐待に関する自治体研修は、現時点では学校等での事案を想定した内容にはなっていないかもしれない。しかし、虐待に気づく視点を得るための機会として活用されることが期待される。調査では回答のあった学校の2割で既に参加していることがわかった。一方で、自治体研修を受けて実施する校内研修については、実施率は回答全体の1割となっており、職員への啓発をさらに実体化する機会の確保が必要と考える。

今回の調査は「教職員からの虐待」を取り上げた。虐待とは従来から用いられている体罰や不適切な指導、いじめだけではない。保護者からの虐待（養護者虐待）への気づきに加えて、職員として実施する児童への対応が虐待に当たるのではないかという目を持ち続けることが必要である。

障害者への差別と虐待は密接に関係しており、虐待の背景には多かれ少なかれ障害者に対する蔑視や差別意識が潜んでいるように思われる。特に、心理的虐待などは差別と虐待の区別をつけにくい事案が多くみられる。たとえば、「何度も繰り返し指示する」、「他の園児と異なる扱いをする」など、差別と虐待の境界が不明確な事案がある。

さらに、教育現場では指導と体罰との境界の不明確さという問題もある。いずれも障害のある児童・生徒にとっては「望ましくない対応」であることから無理に区別する必要はないのかもしれないが、差別と虐待では法による対応が異なる。虐待であれば処罰法になり、差別であれば予防的・改善的措置となる。

そこで、特別支援学校の教員は、虐待と差別、体罰と指導をどのように区別しているのか、あるいは日々の活動で意識して対応しているのかは、間接的防止措置を中心とした対応のあり方を検討する上で参考になると考える。

また、合理的配慮については、実施率は全

体的に回答全体の2割から3割であった。提供する配慮の内容は在籍する児童等の特性と密接に関連する事項であり、各校が個別に対応されているものと推察した。インフォームドアセントについては、自由回答の「保護者とのじゅうぶんなコミュニケーションがないと誤解されるおそれがある」とも関連する事項であり、研究1の考察で触れたように障害がある保護者に向けた合理的な配慮を検討していくことが必要である。

研究1から3によって得られた事案の内容をもとに、各職員の啓発に活用できる事案集を作成する場合に収載すべき状況の案をまとめた。(表26)

研究4. 医療機関における合理的配慮のあり方についての研究

市町村の障害者虐待防止センターを対象としてこれまでに実施したヒアリングから、被虐待障害者の保護先の確保が課題となっており、解決策の一つとして地域の公的な医療施設を選択肢に含め、都道府県または圏域単位で情報を管理することを考えた。

児童虐待について委託保護を実施している医療施設からの情報提供から、制度として実現するためには克服すべき課題があることともに、運営におけるコツのあることもわかった。

本研究でまとめた合理的配慮は、特定の医療機関でのみ実施するものではなく、より多くの医療従事者が実践することで、前段にのべたような被虐待障害者の保護についても理解が進むことが期待される。

E. 結論

障害者虐待防止法に規定された間接的防止措置ならびに差別解消法に関連した合理的

配慮について、保育所等、学校、医療機関において認知度を高め実施率をさらに高める必要がある。

そのために、各施設の利用者から寄せられる苦情について、地域で情報を集積し、対応を検討することが必要である。

参考文献

- 1) 全国保育協議会 編．全国の保育所実態調査 報告書，2008．
- 2) 三木憲明．教員による虐待．子どもの虐待とネグレクト 8(2)：213-217，2006．
- 3) 泉 真由子．虐待の加害者としての学校．トラウマティック・ストレス 11(1)：68-73，2013．
- 4) 大村美保，相馬大祐．養護者による障害者虐待事案の分離保護に関する研究．日本社会福祉学会第63回秋大会抄録集：99-100，2015．

F. 健康危険情報

特になし

G. 研究発表

1. 論文発表

1) なし

2. 学会発表

(1)国際学会

なし

(2)国内学会

1) 堀口寿広．障害者虐待防止法に基づく自治体の相談窓口寄せられた障害児虐待の事例に関する調査．第62回日本小児保健協会学術集会，長崎，2015.6.19-20.

2) 堀口寿広，高梨憲司，佐藤彰一．国立大学病院等における障害者虐待防

止措置および合理的配慮の実施状況
第69回国立病院総合医学会 北海道，
2015.10.2-10.3.

- 3) 堀口寿広，高梨憲司，佐藤彰一．自治体病院における障害者虐待防止措置および合理的配慮の実施状況．第54回全国自治体病院学会，北海道，2015.10.8-10.9.

3. 書籍
なし

4. その他
なし

H. 知的所有権の出願・登録状況（予定を含む）

1. 特許取得
なし
2. 実用新案登録
なし
3. その他
なし

謝辞

調査に対し特別にご指導ご協力を下さった先生方を記して深謝申し上げます。

研究協力者

一般社団法人日本保育保健協議会（研究2）

遠藤 郁夫 会長

三浦 義孝 会長（平成27年5月から）

大阪大学大学院人間科学研究科（教育制度学）

小野田 正利 教授（研究3）

埼玉大学教育学部（障害者虐待防止学）

宗澤 忠雄 准教授（研究3）

関西学院大学人間福祉学部（人間科学）

才村 純 教授

埼玉県立小児医療センター 地域連携・相談支援センター

平野 朋美 主幹（研究4）

平成 25 年度の障害者虐待の件数 (2,280 件) 厚生労働省発表

養護者虐待

1,764 件
うち、
分離事例
735 件 (単純に 41.67%)
うち、
医療機関への一時入院
13.9%

施設従事者虐待
263 件

使用者虐待
253 件

市町村の課題

「一時保護のための施設がない」
・同一市町村内にない
・近隣市町村内にない
・空きがない
・障害に応じた施設がない

障害者虐待の特徴

「高齢者虐待と違って、虐待されたなら他の施設へ、というわけにいかない」
・施設数 (事業者) が限られている
・「この施設で預かってもらうしかない」「こんな子を預かってくれるのだから良い施設 (長) だ」という家族の感情が虐待を放置する背景を生む

どうしているか? (対策)

・近隣市町村で連絡し合って融通し合う
・他の障害施設等で我慢してもらう
・ビジネスホテルを緊急措置で借りた

「公用車 (通常の乗用車) で、医療ケアの必要な障害者を移動させることになるとしたら、どう対処するのか?」

市町村の課題

「一時保護の判断が難しい」

一時保護の判断が鈍り、必要な対応が行われない事態が起きるのではないかと?

地域の虐待防止ネットワークへの参加状況

・国立病院の 9 施設 (22.50%)
・自治体病院の 39 施設 (17.65%)

どうすべきと考えるか? (市町村の要望)

・都道府県が圏域ごとに空き施設の情報を管理し、市町村からの問い合わせに応じて施設を手配する体制を整備してほしい

平成 25 年度実施研究班による調査

国立病院の 10% (4 施設) で一時保護に協力した経験ありとの回答

【提案】公立病院の空き病床や関連施設を「県の一時保護対応施設リスト」に登録する形で、選択肢の一つとして提供することは考えられないか?

・どのような状態であれば受け入れるか、などの条件を検討する

図 1: 医療機関が障害者虐待対策に協力できることの検討について

表 1: 回答した市町村の数

団体種別	市	町	村	特別区	合計
回答 (上段は団体数、下段は構成比)	262 53.47%	185 37.76%	41 8.37%	2 0.41%	490 100.00%
市町村数 *平成 26 年 4 月 5 日時点 (出典: 総務省統計)	790 45.38%	745 42.79%	183 10.51%	23 1.32%	1,741 100.00%

表 2: 回答した市町村における保育施設数と児童数

	認可保育所 (施設)		その他 (認証, 保育ル ム, 認定子ども園等) (施設)	~ の合計数 (施設)	保育を受けている ものの総数 (人)
	公立	私立			
合計	3,425	5,009	1,991	9,813	751,992
平均	6.99	10.22	4.06	20.01	1,534.68

表 3: 間接的防止措置の実施状況

間接的防止措置等の対応 ^b	回答の分類					施設数 (施設) (総数 9,813)				
	市町村数 (団体) (総数 490)		未 実 施	不 明 等	無 回 答	実施		未 実 施	不 明 等	無 回 答
	実施	他 ^a				保育 所等	他			
自治体研修への職員の参加	38	3	158	42	252	187	9	2,054	406	7,163
職員研修の実施	41	7	162	40	247	786	10	1,536	369	7,119
職員への啓発	60	8	147	43	240	664	29	1,355	418	7,373
職員への相談窓口の周知	89	13	110	39	252	902	34	1,038	362	7,508
保護者への啓発	36	5	156	46	252	279	21	1,441	467	7,623
保護者への相談窓口の周知	76	11	118	38	258	670	30	1,146	627	7,367
保護者への相談、指導、助言等	79	6	120	33	258	1,117	23	1,241	312	7,140
地域住民への啓発	22	3	165	40	263	132	4	1,602	452	7,624
専門職員の確保	21	3	163	44	262	111	3	1,605	471	7,623
対応マニュアルの作成	14	3	170	36	270	192	4	1,933	323	7,362
所内ネットワークの構築	87	11	114	32	257	901	78	1,125	317	7,467
地域ネットワークへの参加	159	22	79	23	229	1,688	110	981	262	6,879

^a 「実施」のうち「その他の施設」での実施について回答のあった団体数と実施していると回答された施設数

^b 障害者虐待防止法 (以下、法と略記) 第 30 条関係事項: ~ , 、法第 6 条関係事項: ~

表 4: 合理的配慮の実施状況

回答の分類	市町村数(団体)(総数 490)					施設数(施設)(総数 9,813)				
	実施		未実施	不明等	無回答	実施		未実施	不明等	無回答
	保育所等	他 ^a				保育所等	他			
合理的配慮 ^b										
①手話のできる職員の配置	6	1	137	34	313	7	1	1,419	322	8,062
②筆談用ノートの用意	18	2	122	36	314	203	2	1,225	360	8,022
③書類の音読	21	2	120	36	313	217	3	1,232	360	8,001
④大活字での書類の用意	4	1	128	34	324	105	2	1,304	369	8,032
⑤視覚障害者向け日常生活援助	23	1	113	35	319	189	2	1,142	365	8,114
⑥保護者へのインフォर्मーション	21	2	112	34	323	244	3	1,113	358	8,095
⑦その他	17	1	68	21	384	108	8	655	268	8,779
⑧その他接遇以外	74	6	79	32	305	794	19	767	315	7,934

^a「実施」のうち「その他の施設」での実施について回答のあった団体数と実施していると回答された施設数

^b合理的配慮」は差別解消法第7条の2関係の事項(質問紙では各障害当事者との協議により選択肢を作成した)

表 5: 保護者からの苦情の事案数

	合計 (件)	事実確認の 実施		要因(障害の関 与)		解決に向けた対 応		結果		
		あり	なし	児童	保護者	相談	調整	継 続	和 解	そ の 他
平成 24 年度	12	10	2	6	3	10	8	4	8	
25 年度	31	27	3	9	6	24	20	6	22	3

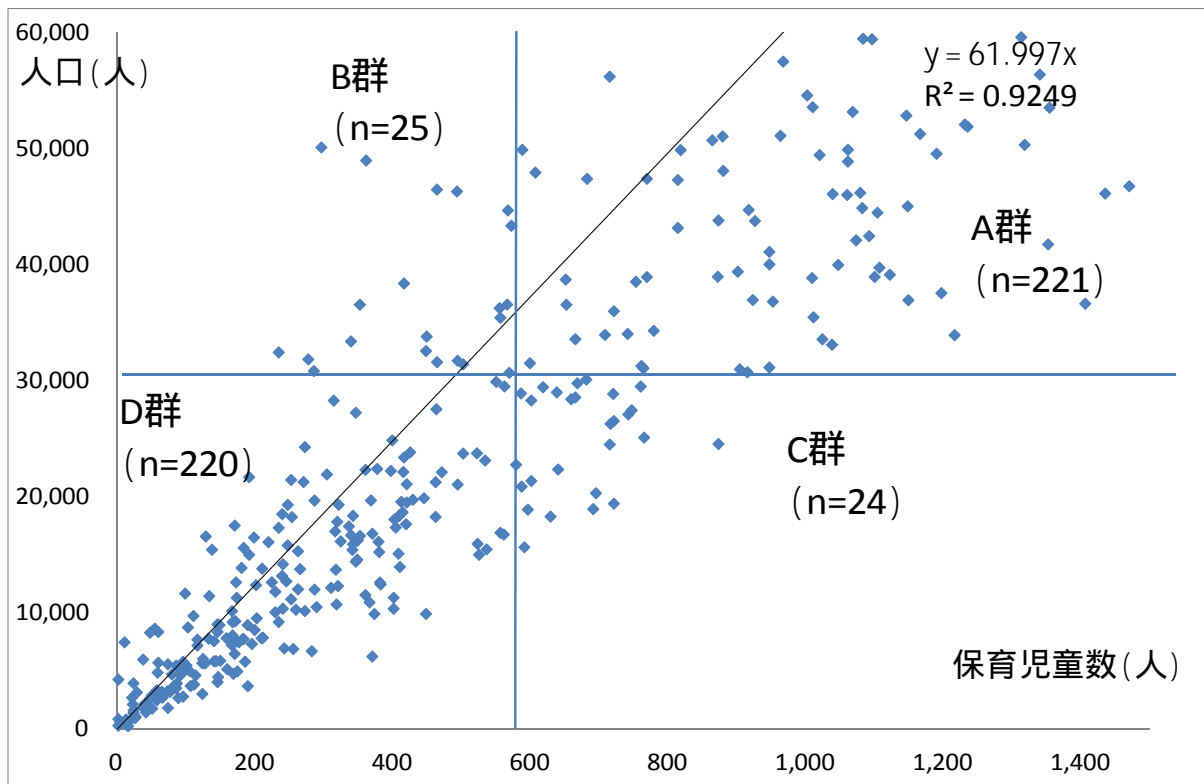


図 2：回答した市町村の人口と保育児童数の分布

青線は中央値を表す。

近似直線は切片を 0 として描出した。

注：本図はすべての回答を表示していない。

表 6：虐待相談事案の経験（団体数）

	事案あり	事案なし	合計
A 群	25 13.37%	162 86.63%	187 100.00%
B 群	1 4.55%	21 95.45%	22 100.00%
C 群	0	24 100.00%	24 100.00%
D 群	12 6.28%	179 93.72%	191 100.00%
合計	38 8.96%	386 91.04%	424 100.00%

表7：回答した市町村の数

団体種別	市	町	村	特別区	合計
回答 (上段は団体数、下段は構成比)	288 50.97%	223 39.47%	47 8.32%	7 1.24%	565 100.00%
市町村数*平成26年4月5日時点 (出典：総務省統計)	790 45.38%	745 42.79%	183 10.51%	23 1.32%	1,741 100.00%

表8：回答した市町村における保育施設数と児童数

	認可保育所(施設)		その他(認証, 保育 ルーム, 認定子ども園 等) (施設)	～ の合計数 (施設)	保育を受けている ものの総数 (人)
	公立	私立			
合計	3,484	5,691	3,449	12,636	962,700
平均	6.17	10.07	6.12	22.36	1,709.92

表9：間接的防止措置の実施状況

間接的防止措置等の対応 ^b	回答の分類					施設数(施設)(総数 12,636)				
	市町村数(団体)(総数 565)		未 実 施	不 明 等	無 回 答	実施		未 実 施	不 明 等	無 回 答
	実施	他 ^a				保育 所等	他			
自治体研修への職員の参加	32	4	145	108	344	190	4	1,299	1,713	9,434
職員研修の実施	19	4	136	94	367	111	4	1,204	1,620	9,701
職員への啓発	53	6	118	99	348	563	9	957	1,601	9,615
職員への相談窓口の周知	84	13	96	85	346	1,105	44	749	1,325	9,457
専門職員の確保	18	1	153	90	354	136	1	1,347	1,604	9,549
保護者への啓発	26	2	136	92	355	378	2	1,275	1,438	9,545
保護者への相談、指導、助言 等	54	5	113	97	358	698	27	829	1,407	9,702
保護者への相談窓口の周知	65	6	97	92	354	860	43	799	1,509	9,468
地域住民への啓発	19	2	144	84	355	312	32	1,277	1,482	9,565
対応マニュアルの作成	15	4	142	94	359	448	24	1,125	1,501	9,662
所内ネットワークの構築	89	7	89	90	348	972	51	737	1,336	9,591
地域ネットワークへの参加	157	12	58	66	343	1,810	65	313	1,019	9,494

^a「実施」のうち「その他の施設」での実施について回答のあった団体数と実施していると回答された施設数

^b障害者虐待防止法(以下、法と略記)第30条関係事項： ～ , 、法第6条関係事項： ～

表 10:合理的配慮の実施状況

回答の分類	市町村数(団体)(総数 565)					施設数(施設)(総数 12,636)				
	実施		未実施	不明等	無回答	実施		未実施	不明等	無回答
	保育所等	他 ^a				保育所等	他			
合理的配慮 ^b										
①手話のできる職員の配置	7	1	133	85	380	10	1	1,125	1,723	9,778
②筆談用ノートの用意	33	5	108	85	382	390	9	938	1,499	9,809
③書類の音読	39	4	103	87	380	389	8	912	1,541	9,794
④大活字での書類の用意	15	3	118	89	383	217	6	1,001	1,591	9,827
⑤視覚障害者向け日常生活援助	31	5	113	89	383	280	9	980	1,541	9,835
⑥保護者へのインフォrmアセント	60	5	93	88	376	672	9	788	1,450	9,726
⑦その他	18	3	42	49	474	128	8	380	982	11,146
⑧その他接遇以外	75	7	70	88	392	930	13	361	1,271	10,074

^a「実施」のうち「その他の施設」での実施について回答のあった団体数と実施していると回答された施設数

^b合理的配慮は差別解消法第7条の2関係の事項(質問紙では各障害当事者との協議により選択肢を作成した)

表 11:保護者からの苦情の事案数

	合計 (件)	事実確認の 実施		要因(障害の関与)		解決に向けた対応		結果		
		あり	なし	児童	保護者	相談	調整	継続	和解	その他
平成 26 年度	74	74	0	区分なし 5 障害の項目なし 63 障害の関与なし 4		8	71(左記 と重複あり)	6	7	2
(参考)25 年度	31	27	3	9	6	24	20	6	22	3
24 年度 (下半期)	12	10	2	6	3	10	8	4	8	

表 12：間接的防止措置の実施状況の年次変化

回答の分類	増加	減少	変化なし・ その他
自治体研修への職員の参加	8 3.3%	18 7.3%	219 89.4%
職員研修の実施	5 2.0%	17 6.9%	223 91.0%
職員への啓発	17 6.9%	19 7.8%	209 85.3%
職員への相談窓口の周知	37 15.1%	8 3.3%	200 81.6%
保護者への啓発	10 4.1%	8 3.3%	227 92.7%
保護者への相談窓口の周知	14 5.7%	9 3.7%	222 90.6%
保護者への相談、指導、助言等	20 8.2%	31 12.7%	194 79.2%
地域住民への啓発	21 8.6%	19 7.8%	205 83.7%
専門職員の確保	7 2.9%	34 13.9%	204 83.3%
対応マニュアルの作成	7 2.9%	5 2.0%	233 95.1%
所内ネットワークの構築	23 9.4%	23 9.4%	199 81.2%
地域ネットワークへの参加	50 20.4%	41 16.7%	154 62.9%

表 13：合理的配慮の実施状況の年次変化

回答の分類	増加	減少	変化なし・ その他
①手話のできる職員の配置	2 0.8%	1 0.4%	242 98.8%
②筆談用ノートの用意	11 4.5%	7 2.9%	227 92.7%
③書類の音読	11 4.5%	8 3.3%	226 92.2%
④大活字での書類の用意	4 1.6%	1 0.4%	240 98.0%
⑤視覚障害者向け日常生活援助	14 5.7%	5 2.0%	226 92.2%
⑥保護者へのインフォームドア セント	22 9.0%	8 3.3%	215 87.8%
⑦その他	7 2.9%	8 3.3%	230 93.9%
⑧その他接遇以外	20 8.2%	21 8.6%	204 83.3%

表 14: 回答者の属性(資格等)

職種	医師	歯科医師	保健師	看護師	施設長	保育士	教諭	その他	無回答
回答者数 と比率	129 35.7%	5 1.4%	6 1.7%	78 21.6%	81 22.4%	44 12.2%	2 0.6%	1 0.3%	2 0.6%

表 15: 回答者の属性(嘱託施設等)

施設種類	認可(公立)	認可(私立)	認証	保育ルーム	認定こども園	その他
回答者数 と比率*	125 27.2%	254 55.2%	15 3.3%	9 2.0%	37 8.0%	20 4.3%

*複数回答のため総数 460 に対する比率

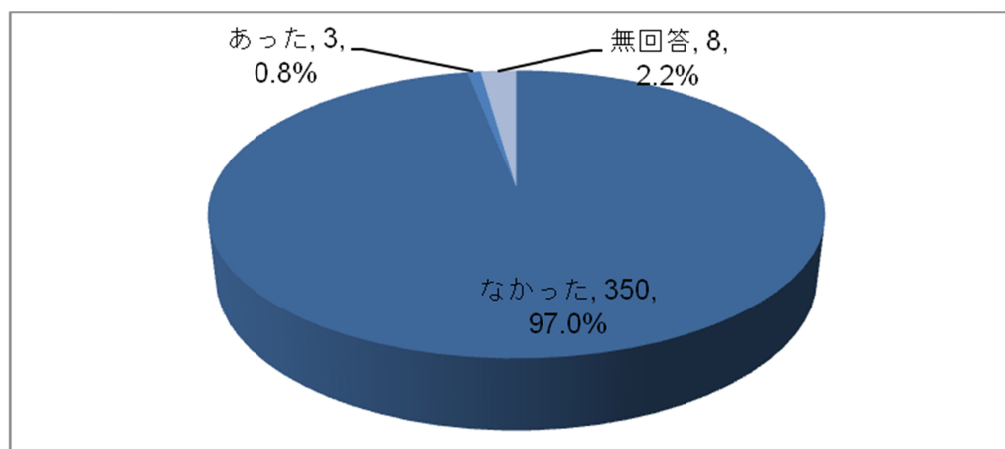


図 3: 事案を経験したか

表 16: 経験した事案のあった年

時期	平成 24 年 10 月 1 日 ~ 25 年 3 月 31 日	平成 25 年 4 月 1 日 ~ 26 年 3 月 31 日	平成 26 年 4 月 1 日 ~ 27 年 3 月 31 日
合計件数	2 件	1 件	1 件

表 17: 回答のあった学校の区分(対象となる障害×学部)

	高等部	中学部	中・高等部	小学部	小・中学部	小・中・高等部	幼・小学部	幼・小・中学部	全学設置	合計
肢体	2	1	1	2	7	22	0	0	3	38
肢体・病弱	0	0	0	0	1	5	0	0	1	7
視覚	0	0	0	0	1	4	0	2	19	26
知的	43	1	0	3	15	96	2	0	2	162
知的・肢体	1	0	0	0	0	30	0	0	2	33
知的・肢体・病弱	0	0	0	0	0	5	0	0	0	5
知的・病弱	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2
聴覚	1	0	0	1	0	0	2	8	19	31
聴覚・知的	0	0	0	0	0	1	0	0	3	4
聴覚・知的・肢体	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
聴覚・知的・肢体・病弱	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
病弱	0	0	0	0	7	15	0	0	0	22
無回答										1
合計	47	2	1	6	32	180	4	10	50	333

表 18: 回答のあった学校と全国の学校の数(対象となる障害)

学校区分	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	合計
回答 (上段は学校数、カッコ内は単一の障害種別を対象とする学校数と比率)	26 (26) (9.3%)	37 (31) (11.1%)	208 (162) (58.1%)	86 (38) (13.6%)	37 (22) (7.9%)	333 (279) (100.0%)
学校数 (出典:平成26年度文部科学省統計)	(65) (7.4%)	(88) (10.2%)	(514) (59.8%)	(130) (15.1%)	(63) (7.3%)	1,096 (860) 100.0%

対象となる障害について重複あり

表 19: 回答のあった学校と全国の学校の数(学部)

学校区分*	幼稚部	小学部	中学部	高等部	合計
回答 (カッコ内は単一の障害種別を対象とする学校数)	64 (57)	281 (229)	274 (222)	277 (226)	333 (279)
学校数 (出典:平成26年度文部科学省統計)	169 (140)	953 (727)	942 (716)	942 (721)	1,096 (860)

対象となる障害について重複あり

表 20：間接的防止措置についての確認の魚無

全ての事項に関して実施の有無の確認を実施していない	実施の有無を確認した際に確認できなかった事項がある	左記 2 つの選択肢を併せて回答したものの	当該事項について実施していないということを把握している	部ごとに分けて対応しており実施の状況が異なる
49 14.9%	17 5.1%	5 1.5%	24 7.2%	1 0.3%

表 21：間接的防止措置の実施状況

間接的防止措置等の対応 ^a		実施済み(総数 333)	未実施	不明	無記入
自治体研修への教職員の参加		79 (23.7%)	162	30	62
教職員研修の実施		39 (11.7%)	201	13	80
教職員への啓発		177 (53.2%)	91	2	63
教職員への相談窓口の周知		160 (48.0%)	92	9	72
周知の方法 (複数回答)	広報紙	77 (23.1%)	6	0	250
	パンフレット	83 (24.9%)	6	0	244
	ホームページ	14 (4.2%)	15	0	304
	その他	48 (14.4%)	8	0	277
専門職員の確保		42 (12.6%)	203	22	66
保護者への啓発		74 (22.2%)	187	9	63
保護者への相談、指導、助言等		71 (21.3%)	161	33	68
保護者への相談窓口の周知		105 (31.5%)	155	21	61
周知の方法 (複数回答)	広報紙	52 (15.6%)	9	0	272
	パンフレット	57 (17.1%)	5	0	271
	ホームページ	4 (1.2%)	11	0	318
	その他	20 (6.0%)	2	0	311
地域住民への啓発		15 (4.5%)	248	11	59
対応マニュアルの作成		19 (5.7%)	244	9	61
校内ネットワークの構築		159 (47.7%)	111	4	59
校内ネット ワークの構 成員	管理職(校長、副校長等)	147 (44.1%)	2	0	184
	コーディネーター	116 (34.8%)	2	0	215
	医師(園医・学校医)	28 (8.4%)	12	0	293
	看護師	15 (4.5%)	13	0	305
	事務職員	6 (1.8%)	13	0	314
	その他	89 (26.7%)	3	0	241
地域ネットワークへの参加		84 (25.2%)	172	12	65

^a 障害者虐待防止法(以下、法と略記)第 30 条関係事項： ～ 、法第 6 条関係事項： ～

表 22：合理的配慮の実施状況

合理的配慮 ^b	実施済み(総数 333)	未実施	不明	無記入
①手話のできる職員の配置	89 (26.7%)	113	4	127
②筆談用ノートの用意	84 (25.2%)	108	4	137
③書類の音読	97 (29.1%)	93	2	141
④大活字での書類の用意	67 (20.1%)	117	2	147
⑤視覚障害者向け日常生活援助	105 (31.5%)	88	5	135
⑥保護者へのインフォर्मーション	117 (35.1%)	85	8	123
⑦その他	34 (10.2%)	31	2	266
⑧その他接遇以外	136 (40.8%)	52	13	132

^b合理的配慮」は差別解消法第7条の2関係の事項(質問紙では各障害当事者との協議により選択肢を作成した)

表 23：苦情事案の受付と記録の有無

情報を保有していない (相談の受付をしていない、 相談の受付をしたかどうか不明等)	受付はしているが事案はなかった (事案0件)	あった (件数は下表に記載)	事案はあったが集計はしていない	無回答
94 28.2%	206 61.9%	14 4.2%	1 0.3%	18 5.4%

表 24：事実確認の有無

平成 24 年度 (下半期)		平成 25 年度		平成 26 年度	
把握した事例のうち、 事実確認をした事案	受付はしたが事実確認をしなかった事案	事実確認をした	事実確認をしなかった	事実確認をした	事実確認をしなかった
合計 2 件	0 件	11 件	0 件	13 件	0 件

表 25：事案の要因と対応、結果

	合計 (件)	事実確認の実施		要因(関与)		解決に向けた対応			結果		
		あり	なし	保護者の障害	その他	相談	調整	その他	継続	和解	その他
平成 26 年度	13	13	0	4	2	6	0	1	1	3	0
25 年度	11	11	0	2	3	7	4	0	4	10	0
24 年度 (下半期)	2	0	2	2	2	1	0	0	0	0	0

表 26：事案集において取り上げるべき状況

状況	概要	解説	対応の例
1	暴れている児童を羽交い絞めにしたり、押さえつける等する。	本人のためと思い実施した対応が、不適切な対応として外部から見られる可能性がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前にどのようなときに抑制等を行うか、保護者と話し合い、計画を文書で残す。 ・ 身体拘束の三原則を資料として引用紹介する。
2	児童ができなかったことを、繰り返しさせる。	必要なことを身に着けさせようと指導しているつもりでいるが、思い通りの成果が得られないことで、職員にストレスがたまり、不適切な指導がエスカレートする 本人も繰り返し失敗させられるためストレスがたまり、自尊心の低下につながる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ できなかったことを見直し、再度試みる場合は、どの部分ができなかったのか、どうしたら良いか、複数の職員で検討してからにする。
3	本人の特徴として、しぐさや口調等を真似する。	本人の特徴を他の職員等に説明するつもりで実施する場合と、本人に向けて直接実施する場合とがある。後者の場合は、職員は冗談のつもりで実施したと説明する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員は冗談のつもりであっても、本人の尊厳を損なう行為であることを自覚する。 ・ 事例検討等であれば、検討を行うこと自体を事前に保護者に説明し同意を得る。
4	「ちゃん」づけで呼んだり、幼児語を用いて話しかける。	職員は親しみを込めているつもりだと説明するが、児童に対し「○○ちゃん」と呼びかけたり、児童の年齢に不相应な言葉遣いで接する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員は冗談のつもりであっても、本人の尊厳を損なう行為であることを自覚する。
5	こだわりがある児童のこだわりを妨害したり無理に制止する。	児童がいつも実施している言動について、それをやめさせようと考えて一方的に、妨害したり、無理やり止めることで、リズムを崩す。	<ul style="list-style-type: none"> ・ こだわりが児童にとってどのような意味を持っているのか、なぜその場でこだわりが生じるのか再度見直す。 ・ パニックであれば落ち着くまでの時間を踏まえて対応を計画しておく。